

様式第6号（第10条関係）

袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け袖ヶ浦市指令第 号をもって袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車にあつては、自動車検査証の登録日	年 月 日
本市の住民基本台帳に記録されている私に関することについて市長が確認することに 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意したときは、添付書類の共通事項のうち4の提出は必要ありません。 なお、確認がとれないときは、別途住民票等を提出していただきます。	

下記を確認し、該当するものにレ点を記入してください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 導入した補助対象設備は、未使用品（電気自動車にあつては、新車）である。 |
| <input type="checkbox"/> 導入した補助対象設備は、各法令、制度、手続等に準拠し、導入している。 |

(添付書類)

(共通事項)

- 1 事業結果報告書（様式第6号の1）
- 2 補助対象設備の導入費の支払を証する書類・内訳書の写し（例：領収書の写し）
- 3 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（電気自動車にあつては、自動車検査証）の写し
- 4 住民票の写し（実績報告書の提出日の3か月以内に発行されたもの。ただし、省略できる場合があります。）
- 5 その他市長が必要と認める書類

(個別事項)

- 1 補助対象設備の導入状況が確認できる写真（補助対象設備全体、補助対象設備の品名番号・製造番号等）
 - (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 設備全体が確認できる写真並びに発電ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号が確認できる写真
 - (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 設備全体が確認できる写真並びに蓄電池の品名番号及び製造番号が確認できる写真
 - (3) 窓の断熱改修 設備全体が確認できる写真
 - (4) 電気自動車 保管場所（自動車検査証の使用の本拠の位置等）において、車の全体及びナンバープレートを撮影した写真
 - (5) V2H充放電設備 設備全体が確認できる写真並びに品名番号及び製造番号が確認できる写真
- 2 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、設置する住宅が実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類の写し（例：売電明細、接続契約の御案内、保証書、特定契約締結に係る書類の写し等）
- 3 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、設置する住宅が工事に着工する前日までに建築工事が完了していることを証する書類（例：固定資産（家屋）課税台帳記載事項証明書の写し、建築確認検査済証の写し等）
- 4 補助対象設備が電気自動車の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 導入する住宅が実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類の写し（例：売電明細、接続契約の御案内、保証書、特定契約締結に係る書類の写し）並びに充電設備の保証書の写し又は充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
 - (2) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合は、V2H充放電設備が設置されていることを証する書類（保証書の写し又は設置機器が確認できる写真）
 - (3) ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- 5 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、導入する住宅が実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類の写し（例：売電明細、接続契約の御案内、保証書、特定契約締結に係る書類の写し）及び電気自動車の自動車検査証の写し